

中国における権利侵害法整備と公民権益保護

Legal protection and civil rights infringement in China

陳 勝

中国福州大学

(2010 年 9 月 15 日 受理)

はじめに

中国は、改革開放政策が進展するにつれて、経済の自由化が進み、農業大国から製造大国へと急速に発展し、科学技術が日増しに進歩し、更に国際化が大幅に進展している。これに伴って、国民の生活などの諸活動も活発化・多様化し、社会関係が一層複雑化している。このような状況下において、社会関係を調整する役割を果たす法律は、情勢に対応して整備する必要が生ずる。言い換えれば、今日の中国情勢は、法律を大変革する時期が到来しているといえよう。

ところで、権利侵害行為による様々な社会的矛盾が起こる際、各利益の平衡が崩され社会が不安定になる。このような恐れは、どんな国であっても軽視することはできず、とりわけ、平和環境と中国式社会主义法治制度の構築を国家政策とする中国にとっては、もっとも重視すべきことである。

従って、「侵權法律制度¹」欠陥の改善と「公民権益保護²」問題の解決について、如何

にするのかは、現在の中国における法律大変革時代において特に注目されてきた問題であり、筆者が永年関心を持ち研究をしてきた問題でもある³。この度、中国民法典の重要な構成部分としてきた『中華人民共和国侵权責任法』が、2009 年 12 月 26 日に成立し、2010 年 7 月 1 日施行されたので、これを機に、この問題を改めて検討することとする。

一、「権利侵害行為」と「権益保護」の関係

「権利侵害行為」と「権益保護」とは、「矛」と「盾」のように対立している。法的観点からみると、加害者が他人の人身権⁴又は財産権を不法に侵害した行為を「不法行為⁵」と呼ぶ。この「不法行為」は「矛」と言える。「権益保護」については、直ちに合法的な権利及び利益を保護する意味とし、法律上の「基本原則⁶」であって「盾」の役割を担う。

ところが、「権利侵害行為⁷」について、その概念を掘もうとするならば、本質から分析

するほうが正しいと考える。すなわち、それは責任を負う行為である。言い換えれば、不法侵害が一旦生じると、行為者はそれに相応しい責任を負わなければならない。しかし、法律上、このような規制があつても、被害者にとっては、受動的、間接的方式で権益保護を受けるに過ぎない。私見によれば、法律上は、「権利侵害行為」は二つの意味を持つ。すなわち、その一は、表にある加害者に責任を負わせるとの定めである。その二は、裏にある被害者に対して「権利保護」を認めてあげることである。

上述のように、「権利侵害行為」と「権利保護」との関係は、字面のみから見れば、「矛」と「盾」のような対立を意味するが、本質的意味から分析すると、矛盾せず相互に補足し合っている。ところが、それにしても、「権利侵害行為」より直ちに「権利保護」を提倡するほうが明確な目的があると思う。理由は次の通りである。

権利侵害に関わる法律に存在する本質意味は、公民及び法人の権益を保護する目的であつて法律制限という形で権利侵害にある責任を定めている。法律効果と言えば、法に従い加害者に責任を追及し「償い」を払わせる、逆に、被害者にとって、この「償い」が損失補填で「救済」の意味になる、要するに、本音は「権利保護」の効果を果たすことである。

二、権利侵害による責任

権利侵害による責任について、まずははじめに、それが加害行為による法律効果の問題と考え、詳しく言うと、この加害行為がどの程度の危害性を招いてきたかを確認することである。次に、侵害行為に対して不同的な角度より責任の性質を細分して検討する。

(一) 民事責任と刑事责任

前記の通り、「権利侵害行為」は不法行為とも言うため、その行為の違法性が問われる。しかし、違法性と言えば、「社会秩

序を破る」と「他人の合法権益を侵害する」ことの被害の深刻さには区別がある。前者による被害の深刻さは後者より随分酷い。前者は、侵害対象が国家及び社会の正常な秩序であり、国家がこの侵害を行った者に対し処罰を与えるべき法律効果である。それ故、責任の定めは、「公」権違反に属し比較的「重い」違法行為で刑事责任と認めよう。これに対し、後者は、「私」権を犯した責任に帰するため、違法性が相対的に「軽い」民事責任に過ぎない。

遡って、文化の発達しない時代においては、違法行為がまだ公私両面の責任を負うことは自覚されず、国家は、違法な行為を行った者に対して、刑罰のような処罰を加えるのみであった。しかし、社会の文化が発達するにつれて、違法な行為に対して社会的（国家的）な処罰を加えたのみでは、社会はこれによって満足しても、被害者はその損害を補填されないから、なおこれによって満足しないものであることが意識されるようになってきた⁸。そのため、公的責任（刑事责任）から区別して私的責任（民事責任）を問い合わせ被害者を満足させようという追及方式が成り立つようになった。この際、上記の両責任が具体的にどのように区分できるのかが最も重要な点となる。これに関して、刑事上の責任においては、行為結果よりも犯人の主觀（故意か過失かとの考量要素）、すなわち、悪性の大小に重きを置くのに対し、民事上の責任においては、行為者の主觀すなわち故意か過失かは格別問題とせずに、その生じた損害の大小のみを冷静に算定するということである⁹。

総括すると、民事責任については、犯罪に対する制裁、予防を目的とする刑事责任と異なって、主とし生じた損害をどのようにすれば公平にカバーできるかを問題にするのである。¹⁰よって、「権利侵害行為」によって生ずる主たる責任は民事責任にあると言えよう。

(二) 権利侵害による責任とその他の民事責任 現代社会における各種法律規定は、多く抽

象的形式で表し不同的な角度から社会関係を調整する。そこで、一つの事実が法律上の多数の認定基準に該当する現象は少なくない。これを、学術上は「規範競合」とよぶ¹¹。当事者の同一行為に対しても、不同的な法律規定によればそれぞれの責任を負わせることになり、法律上は「責任競合」と言う。このような「競合」には、それぞれの責任が吸収できず並存もしない関係があり、矛盾が生ずる。ところが、法律は、公正或いは公平の代表で一方当事者の立場に傾かず、権利者（被害者）に一つのみの請求権を許す。行為者（加害者）の立場からも、一つだけの民事責任を負うしかなく、つまりこれ以外の民事責任を捨象しなければならない¹²。

上記のような矛盾の中、権利侵害による責任とそれ以外の民事責任との関係を処理するには、「取り捨て」という方法が一つの原則及び技術上の要求となる。前提要件としては、権利侵害による責任とそれ以外の各民事責任とを根本的に区別することが必要である。

1. 権利侵害による責任と契約違反による責任¹³

民法上、両責任が相互に競合すると言うのは一般形式である¹⁴。両責任は共に民事責任に属する。しかしながら、両責任にも大きな差異がある。契約違反による責任の場合、当事者が契約法に基づいて契約違反を追及する訴えを提起する。これに対し、権利侵害による責任は、権利侵害に関わる法律に従い責任追及の訴訟を起こす。法律上は、この二つの訴訟が、必ず完全違う効果になり各自の被害者の根本的な利益に及ぶ。よって、両者の主な区別は下記の通りである。

①責めに帰す原則が不同、②構成要件の不同、③証拠提示における責任が不同、④免責事由の不同、⑤責任形式の不同、⑥損害賠償の該当範囲が不同、⑦第三者に対し負う責任が不同、⑧訴訟時効が不同、⑨訴訟管轄が不同¹⁵。

2. 権利侵害による責任と不当利得における責任¹⁶

法律上、不当利得における責任は多くの場合、権利侵害による責任と競合する。典型的な例として、日本の実務上、勝手に他人の財物などを使用する侵害で利益を得た事案があった。これらの事案は、不当な利益を得たにもかかわらず、他人の権利侵害の特徴を示すため、悪質な権利侵害の問題であると認められている。¹⁷ この場合は、単なる不当利得ではなく、違法性の深刻さから見ると、更に悪い「権利侵害における責任」に該当し競合されるべきである。

両者は二種類の責任があり、それぞれ差異がある。すなわち、①法的基本機能が不同、②責めに帰する原則が不同、③違法認定要件が不同、④責任の形成が不同、⑤証拠提示における責任が不同。

3. 権利侵害による責任と事務管理における責任¹⁸

現実では、義務なく他人のために事務を管理する際、しばしば他人の権利を侵害してしまう。例えば、台風で隣家の一部が壊れたため、その修理作業を工務店に依頼するとき、隣家の人が留守であったため作業員が無断で入った、更に屋上を修理するため一部の屋根を壊さなければならなかった。このような事情（行為）は、見た目では隣家の所有権を侵害したかもしれないが、実質的には、「事務管理」に該当するのであるため、違法性が阻却され権利侵害にならないわけである¹⁹。

ところが、「事務管理」者は必ずしも本人の意思に従って管理するとは限らない。例えば、その者は、本人の明示あるいは推知できる本当の意思に違反し、負うべき注意義務を不履行或いは不適当履行してしまったとする。このような事情があるときは、本人に損害を与えてしまったとしてもおかしくない。そこで、管理者は、一定の賠償責任を負うべき、本人権利を侵害した者と見なされる²⁰。

要するに、「事務管理」の本質は法律行為

ではなく事実行為である。具体的にいうと、事実上は本人に管理者の自発的「管理」による利益を与えることであり、管理者が意思表示する通りの一定の法的効果を認められる行為ではない。²¹ しかしながら、上述のように、不当な事務管理行為が行われ本人に不適当な損害を与えた時、それが単なる事実行為とは思えず、管理人の行為は本人の正当権利を侵害したため、一定の損害賠償責任を負うべきであるとされる。

(三) 伝統的権利侵害による責任と非伝統的権利侵害による責任

普通は伝統的権利侵害による責任は一般的権利侵害による責任と特殊的権利侵害による責任を統合して称する。両者は相対的概念である。学術上、ある学者は、一般的権利侵害による責任を「自己的加害行為」と言い、これに対し特殊的権利侵害による責任を「準権利侵害行為」と言う。前者は加害者が他人の人身権、財産権或いは合法的利益を侵害したため責任を負うと解し、後者は自己所有する動物、品物又は他人による加害結果が招かれたことと見なす²²。

相対的観点より考えると、上述の「伝統的権利侵害による責任」のほかには「非伝統的権利侵害による責任」という言い方も存在するはずである。科学技術の進歩と社会の発展に伴い、新たな事物、領域など（例えば、電腦とインターネットなど）が現れてきた。このような事情に対応できるように、研究の角度で一定の空間と余地は予め置く必要がある。

1. 一般的権利侵害による責任の特徴及び類型

一般的権利侵害は直接的な行為であり、作為と不作為が区別されている。その行為の本質から分析すれば、まず、一般的権利侵害は直接的責任を負うと考える。それに、一般的権利侵害行為は錯誤に責任があり、いわゆる「錯誤責任」である。また、責任構成（四つの要件：違法行為、損害結果、錯誤、行為と

結果との因果関係）で考えると、証拠の提示責任にある分配原則というのは「誰が主張する、と誰が証拠を提示する」ということである。この原則によって、上記の四つの要件に必要とされる証拠の提示責任は、全部被害者に分配されている。²³ 一般的権利侵害行為の認定には普通適用性がある。実践において何れの一般的権利侵害による責任を追及するにはその適用性が基礎又は根拠となる。

理論上、一般的権利侵害による責任は、不同基準に従い不同類型が分かれる。例えば、「故意」と「過失」の場合（錯誤の深刻さが分ける基準とされる）、「単独」と「共同」の場合（侵權行為を行う主体の人数が分ける基準とされる）、「積極」と「消極」の場合（侵權行為の能動性が分ける基準とされる）、「高度危険」と「普通加害行為」の場合（侵權行為の危険性を分ける基準とされる）、「物権侵害」、「債権侵害」²⁴、「知的財産侵害」と「人身侵害」（侵害対象が分ける基準とされる）。最後の侵害対象という分ける基準は立法と学説において広く利用されている²⁵。

私見によれば、侵權責任の認定問題について、もっとも重要な目的は侵權行為を行った者に責任を負わせ被害者の損失を賠償することである。これらは侵害対象と互いに密接な関係にある。よって、侵權対象を基準とし侵權責任を分けるのはもっとも科学的及び合理的である。

2. 特殊的権利侵害による責任の特徴及び類型

特殊的権利侵害行為は、一般的権利侵害行為と比べると、一般的要件に欠け特殊損害が生じるため特殊性質を有する²⁶。特殊性は責任負い、責任認定事由、責任構成及び証拠提示責任の分配、法律適用、免責要件などを通じて表示する²⁷。

特殊的権利侵害行為は責任を負う根拠になる対象より二種類に分けられる。すなわち、その一が他人の加害行為或いは行動によって責任を負う侵權行為である、その二が本人自

己の動物或いは物品によって侵害責任を負う侵權行為である²⁸。実践角度より具体的に分析すると、種類は「道路交通事故侵權責任」、「医療損害侵權責任」²⁹、「安全保障義務違反の侵權責任」³⁰、「使用人の侵權責任」(例えば、国家機関等の職務侵權³¹、被雇用者による雇用中の侵害、等)、「生産品或いは商品品質問題による侵權責任」、「環境汚染における損害賠償責任」と「飼う動物による侵權責任」等がある。

4. インタネット領域における権利侵害責任の特徴及び類型

インターネット領域における権利侵害は上記のような伝統的権利侵害と本質的違いがない。すなわち、両方とも、「錯誤で他人の財産又は財産権利を侵害したため法に基づき民事責任を負うべきであり、あるいは、特別法律規定に従いその他の損害行為による民事責任を負うべきである」という性質がある³²。しかしながら、インターネット領域における権利侵害は自らの特徴も持つ。この「特徴」は、侵權行為の本質ではなく社会領域において関係調整の方式不同での特性である³³。インターネット世界は新生領域と言い影響が広く普及や発展も速く³⁴。これらは伝統的意味における社会及び現実生活とは違い、法律がこれらの関係を調整する機能は非伝統的性質を顕著に表す。

インターネットには六つの特徴がある。すなわち、①侵權行為の主体が隠蔽される、②侵權行為の客体が新味及び広範である、③侵權行為の及ぶ空間が広く仮設である、④インターネットのサービス提供者の責任が特殊である、⑤侵權行為認定において因られる証拠が複雑である、⑥侵權結果が複製的であり、また、救済手段に特性がある。インターネットにおける侵權行為の類型については、「法律問題の分析、法律実践の経験積み又は法律規定の纏めなどに役立つかどうか」という基準で分類する³⁵。この意味は、インターネットにおける侵權責任の類型が直接伝統的な方法で分

けることができず発展の必要に応じ絶えず探索、総括し、司法上の実践経験を結合する上で新たな方法、構想を生み出すことである。要するに、上記の意味で示されている「過程」は不可欠である。

三、中国権利侵害法制度の現状

中国侵權法制度の現状を把握するのは中国立法において基本根拠であると考える。現存制度における不足及びその沿革を探ることは、法律を改正するという目標の設立及び健全、完璧な法制度の構築において不可欠な役割を果たす。

(一) 沿革

中国数千年の文明歴史は主に封建社会により造り上げられてきた。この長い発展史に伴い、「中華法系」はそのことを免れずに形成された。様々な社会関係が同一の法律により調整され、実質的には民法、刑法及び手続法が区別されなかった³⁶。当然、公法と私法と言う意味では厳格に分けていなかった。数千年続けられてきた中国伝統的法系において、侵權法は刑法の陰の下で、「錯誤責任」は民法の根本的な柱になっていなかった³⁷。

1911年、『大清民律草案』が誕生し中国の第一部民法典草案として示された。残念ながら、当時、「武昌革命」が起り清王朝を滅亡させたため、草案は民法典として未公布のままでいた。当該草案を制定するにはドイツ民法典を参照し侵權法の立法モデルにもした。従って、草案には侵權責任に関わる内容があった。

その後、中華民国が成立するにつれて、その「北洋政府」が1925年に同じくドイツ民法典の三つの「一般的条項」に基づいて『国民民律草案』を起草し完成に至ったが、同様に公布しなかった。ところが、その草案中にある侵權責任における「責めに帰する原則」は、中国第一部公布、更に実施となった『中華民国民法典』において継承された³⁸。

そして、中華人民共和国が誕生した。中国民法典の起草には、大変辛抱強い歩みで進行してきた。「文化大革命」のような様々な政治運動が相次ぎ起こされ相当の影響が生じていた。その結果は、法制或いは法治の信念が益々薄くなり侵權法を含む民事分野の立法がずっと遅れていた³⁹。こう言ってもよい、建国より1997年迄、約30年間、侵權法は関心が持たれていなかった⁴⁰。

(二) 発展実況

改革開放が行われ鎖国時代を終えた。遂に、

侵權法制度が大発展の環境に恵まれ大繁栄で成長してきた、その規模は驚かれるほどである。現在は、最高人民法院が公布したそれぞれの関係司法解釈を始めとし、『中華人民共和国民法通則』の「侵權」関係規定、民法典の一部としての『侵權責任法』又は大量な単行法などを揃えている。詳細が次の表の通りである⁴¹。

(三) 特徴

上述のように遡って、中国侵權法の発展史から見れば、侵權法制度は、一方がある程度

| 1. 最高人民法院の司法解釈 | 2. 単行法、國務院条例 | 3. 法典関係 |
|---|--|---|
| (1)『民事政策法律徹底的に実行についての意見』(1997年) | (1)『消費者権益保護法』(1993年〈2010年現在改正中〉) | (1)『侵權の民事責任』(『中華人民共和国民法通則』第6章第3節 1986年) |
| (2)『民事政策法律徹底的に実行の若干問題についての意見』(1984年) | (2)『反不正当競争法』(1993年〈2010年現在改正中〉) | (2)『侵權責任法』(民法典の第8編 2009年) |
| (3)『「中華人民共和国民法通則」徹底的に実行の若干問題についての意見(試行)』(1988年) | (3)『国家賠償法』(1994年公布〈2010年最新改正〉) | |
| (4)『名誉権案件審理の若干問題についての解答』(1993年) | (4)『產品質量法』(1993年公布〈2000年最新改正〉) | |
| (5)『感電による人身損害賠償案件の若干問題についての解釈』(2000年) | (5)『道路交通安全法』(2004年公布〈2007年最新改正〉) | |
| (6)『民事侵權精神損害賠償認定の若干問題についての解釈』(2001年) | (6)『環境保護法』(1989年公布〈2008年最新改正〉) | |
| (7)『民事訴訟証拠の若干問題についての規定』(2001年) | (7)『食品安全法』(前称『食品衛生法』、2009年) | |
| (8)『証券市場における虚偽陳述による民事損害賠償案件の審理についての若干規定』(2002年) | (8)『医療事故処理条例』(2002年) | |
| (9)『人身損害賠償の若干問題についての解釈』(2003年) | (9)『工傷(労災)保険法』(2003年) | |
| (10)『民事侵權人身損害賠償案件において法律適用の確定の若干問題についての解釈』(2004年) | (10)『道路交通安全法実施条例』(2004年) | |
| (11)『会計事務所による会計監査業務活動での民事侵權損害賠償案件の審理についての若干規定』(2007年)、等 | (11)『鉄道交通事故においての救急措置と調査処理の条例』(2007年)、等 | |

ヨーロッパ大陸の先進国（特にドイツ）より継承してきたが、他方が中国自らの特色にも厚く染められている。

1. 歴史及び特色的要素による影響が及ぶ

新たな中国が建立されて約十年間、「文化革命」による被害は酷かった。人権蹂躪という政治的及び社会的问题が深く深刻だった。このような非正常な経験が漸く済んだとしても、人権侵害のような悪い影響がそう簡単に消えるとは考えられない。そこで、中国は、人権の中心内容にある「人格権」を民法典第4編とし独立で制定するようにした。この立法計画の影響で、侵權責任法の制定には「人格権」保護という理念が疑いなく重視されている⁴²。

特色に沿い特色を強調し発展してきた中国は、特色のある社会主义法治国家を造り出している。当然、司法上も国情に基づき豊かな「実践経験」を積んできた。この「実践経験」が何時でも立法において精髄とし活かされることは間違いなく重視すべきだろう。従って、侵權法制度を健全にするには司法上の関係経験を逃すことができない。

2. 侵權法整備が益々進展する背景で欠缺が暴露される

上記の表のみ見るにしても、中国は侵權関係の法整備が非常に豊かと言えようが、繁雑なイメージも映されている。実践上は、それぞれの法律規定、行政条例又は司法解釈などの適用において矛盾していることが多く、混雑な状態に押し寄せられている。特に最高人民法院が公布したそれぞれの司法解釈は効力を持ち、中国にとってもっとも著しい特徴であると考えられる。これらの司法解釈が公布されたばかりの『侵權責任法』と矛盾することは広く予測されている。このため、「最高人民法院の司法解釈がなるべく法律に向け接近しようという改正問題は残っている」⁴³。

3. 侵權法制度の構造再建で課題が残る

民法典の重要構成としての『侵權責任法』

が2010年7月1日より施行に至った。これは侵權法制度の構造を再建する象徴となつた。ところが、この『侵權責任法』が社会発展と司法実践における需要に応じその適用性が目標以上にあるかどうかという問題は、今後観察しなければならない。適用性は、高かつたらそのまま活かしていくし、低かつたら更に改正することになる。要するに、侵權法制度を成熟させるため、このような課題を作り出し解決すべきであると思う。

四、中国公民権益保護における展望

現在の中国において、国を営む方針が「人を根本にし」平和な社会を維持することである。当然、公民権益の保護は発展目標としている「法治社会創り」の一部重要内容である。すなわち、公民の合法的権利と利益をよく保護することができれば、侵權で生じる矛盾或いは紛争などが社会を不安定にさせる要素にはならない。健全で完璧な侵權法制度を整えようという社会的要請は、侵權行為を防ぎ公民権益を保護する全民願望によるものである。

よって、私見によれば、中国における公民権益保護の発展の行方という視点で下記のような建言ができる。

(一) 『侵權責任法』の位置付けを明確にする

『侵權責任法』が中国民法典の重要な内容として制定された。ところが、侵權責任法にはどのような機能或いは使命が与えられているのかは、慎重に認識しなければならないと思う。この問題は、『侵權責任法』における価値定め、体系構成、責めに帰す原則及び構成要件、損害賠償などの多方面関係での制度設計に直接関わりがある。言い換えれば、『侵權責任法』の制定にも制度形成にもその機能又は使命を確立する必要がある。各方の法律発展史を見渡したら、千年余りで侵權法の核心内容とし守り続けてきた「救濟」観念は確信できる。⁴⁴ この「救濟」観念を筋とし侵權責任法の機能又は使命を通じて表示するので

はないかと考える。中国侵权法制度の変革史からもこのような考え方が理解できる。具体的にいって、今まで、中国は様々な侵权関係法規定が揃っているため、社会がかなり侵权法制度に依存していると推定できる。実質は侵权法制度が救済措置として託されているのである。これについて、中国民商法専門家である王利明教授はこのような明言を吐いた、すなわち「侵权責任法における根本的位置付けは救済法である」⁴⁵。

なお、「救済法」について、私見上はこう理解している、すなわち第一権利（元権利）が脅かされ更に侵害された際、救済法により与えられる第二権利（「救済権」）を通じてその元権利を保護し実現に達す。そうしたならば、「公民の権益保護」は侵权責任法における救済機能を果たすと言えよう。従って、侵权責任法の制定又は改正において、「公民の権益保護」という立法理念は終始貫くべきである。

（二）法と権益を守る意識又は理念を宣伝及び教育で強化する

中国は数千年の封建伝統文化による薰陶を受けてきた。封建社会でいう礼儀と道徳は根深く潜んでいる。いわゆる「中華道徳」及び儒家思想が法と権益の守りに消極的影響を及ぼしている面は回避できない。それに、中国が多民族共存で戦乱の歴史が長く、伝統文化と風俗習慣に差異があり、都市と農村との貧富の差が激しい。これらの実情があったため、法と権益の守りにおける認識レベルは必ず違ってくる⁴⁶。よって、法と権益を守る意識又は理念に対して宣伝及び教育は必要となる、更に、中長期の目標として続けていくのは賢明である。

（三）侵权紛争に対しての解決体系が多元的に発展する

侵权紛争の解決ルートを多元化するのは、中国経済発展につれて利益衝突と社会矛盾が多様に変化していく情勢に応じ必要である。

これも現在中国の根本的政策に適合しているのである。⁴⁷

実質的な問題を考えると、上述のように、侵权による責任が主に民事責任であり私権救済の方式で問われる。ところで、私権内容としては標的権利から財産権と非財産権（人身権）に分けられる⁴⁸。相対的に言えば、当事者にとって、私権は公権より主導性がある。この意味で、当事者は、自らの損失を補うという目的が達せられれば、救済方法が多様化か柔軟化かを拒否しないだろう。従って、侵权紛争に対しての解決体系の多元化への発展は、実質的根拠があり軽視してならない。

註

-
- 1 本論文において、「侵权法律制度」というのは、権利侵害に関する法整備と解し、中国の学術上では正式言い方とも言える。
 - 2 本論文において、「公民権益保護」というのは、一般市民の正当な権利及び利益を保護すると解し、中国の学術上では正式言い方とも言える。
 - 3 研究成果としては『2009年 STRAITS LAW FORUM——侵权責任法律制度比較研究論文集』に発表した。
 - 4 人身権は、「非財産権」とも言い、法律が公民又は法人に与える人身属性的な権利であり、人格権と身分権との総称である。曾慶敏（主編）『精編法学辞典』2000年 上海辞書出版社 16頁、日本『デジタル大辞泉』。
 - 5 日本民法第3編「債権」第5章「不法行為」第709条「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、…」。永井憲一＜編集代表＞『三省堂新六法2008』（平成20年版）2007年 三省堂 313頁。
 - 6 中国『民法通則』第1章「基本原則」第5条「公民、法人の合法的な民事権益は、法律により保護され、如何なる組織及び個人もそれ

- を侵害してはならない」。…日本語訳は私訳である。
- 7 「権利侵害行為」(中国語では「侵权行為」とよぶ)とは、加害者が不法で他人の財産権と人身権を侵害したさえすれば、民事責任を負う行為である。曾慶敏(主編)『精編法学辞典』2000年 上海辞書出版社 868頁。日本語訳は私訳である。
 - 8 我妻栄『民法』(第6版)1995年 効草書房 第233-234頁。
 - 9 我妻栄『民法』(第6版)1995年 効草書房 第234頁。
 - 10 米倉明『プレップ民法』(第三版増補版)平成12年(2000年) 弘文堂 239頁。
 - 11 何志『侵权責任判解研究と適用』2009年 人民法院出版社 第124頁、汪淵智『侵权責任法学』2008年 法律出版社(中国) 第134頁。
 - 12 汪淵智『侵权責任法学』2008年 法律出版社(中国) 第134-136頁。
 - 13 中国民法第6章「民事責任」第111条「当事者の一方が契約における義務を不履行又は履行しても約定に一致しない場合、他方当事者は、履行或いは救済措置として損害賠償を求める権利を有する」、中国契約法第7章「違約責任」第107条「当事者の一方が契約における義務を不履行又は履行しても約定に一致しない場合は、履行を続け、救済措置をとり又は損害賠償などの違約責任を負うべきである」。日本語訳は私訳である。日本民法第3編「債権」第1章「総則」第415条「債務不履行による損害賠償」「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする」。永井憲一<編集代表>『三省堂新六法2008』(平成20年版)2007年 三省堂 296頁。
 - 14 何志『侵权責任判解研究と適用』2009年 人民法院出版社 第125頁。
 - 15 何志『侵权責任判解研究と適用』2009年 人民法院出版社 第135-138頁、汪淵智『侵权責任法学』2008年 法律出版社(中国) 第137-138頁。
 - 16 中国民法第5章「民事権利」第92条「合法ではなく不当利益を取得した場合、他人に損害を与えたときは、その不当利益を損失に至る当事者へ返還すべきである」。日本語訳は私訳である。日本民法第3編「債権」第4章「不当利得」第3条「不当利得の返還義務」「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者…は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う」、同法第704条「悪意の受益者の返還義務等」「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う」。永井憲一<編集代表>『三省堂新六法2008』(平成20年版)2007年 三省堂 第313頁。
 - 17 圓谷俊(日本)著、趙莉(中国)訳『日本判例形成の新権利侵害行為法』2008年 法律出版社(中国) 第385頁。
 - 18 中国民法第5章「民事権利」第93条「法定又は約定的義務がなく、他人の利益の損失を免れるために管理或いは奉仕する場合は、受益となった者に掛かった必要な費用を請求する権利を有する」。日本語訳は私訳である。日本民法第3編「債権」第3章「事務管理」第697条第1項「義務なく他人のために事務の管理を始めた者…は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理…をしなければならない」、同条第2項「管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない」。永井憲一<編集代表>『三省堂新六法2008』(平成20年版)2007年 三省堂 第312頁。
 - 19 圓谷俊(日本)著、趙莉(中国)訳『日

- 本判例形成的新権利侵害行為法』2008年 法律出版社（中国） 第367頁。
- 20 曾慶敏（主編）『精編法学辞典』2000年 上海辞書出版社 第64頁。
- 21 圆谷俊（日本）著、趙莉（中国）訳『日本判例形成的新権利侵害行為法』2008年 法律出版社（中国） 第363頁。
- 22 張新宝『侵權責任構成要件の研究』2007年 法律出版社（中国） 第22頁。
- 23 張新宝『侵權責任構成要件の研究』2007年 法律出版社（中国） 第21-22頁、蔡唱『不作為侵權行為研究』2009年 法律出版社（中国） 第59頁。
- 24 債権侵害は二つの形式がある。その一が債務者による侵權で債務不履行の責任問題である、その二が債権債務者以外の第三者による不法行為で債権者に損失を与える権利侵害の責任である。汪淵智『侵權責任法学』2008年 法律出版社（中国） 第226頁。
- 25 汪淵智『侵權責任法学』2008年 法律出版社（中国） 第185-186頁。
- 26 丁建華ほか『侵權紛争判例疑問解答』2008年 法律出版社（中国） 第199頁。
- 27 汪淵智『侵權責任法学』2008年 法律出版社（中国） 第301頁。
- 28 汪淵智『侵權責任法学』2008年 法律出版社（中国） 第302頁。
- 29 医療侵權責任は、医療事故責任とも言い、医療機関が治療期間で過失のため患者に人身損害を与え侵權賠償を負う責任であり、医療事故責任及び他医療侵權責任が含まれる。楊立新『医療侵權法律及び適用』2008年 法律出版社（中国） 第33頁。
- 30 安全保障義務というのは、特定場所の所有人、管理人又は社会活動の組織者がその場所又は活動に進入した何れの者の人身又は財産の安全に対し合理的注意及び保護義務を負うべきである。ある学者はこの安全保障義務も一般的権利侵害責任であると述べる。汪淵智『侵權責任法学』2008年 法律出版社（中国） 第266頁。ところで、私見によれば、このような義務には不確定な面があり、可変要素が多く危険控えが難しいため、法律上は一般的基準で安全保障義務を履行させるのが不可能である、従って、安全保障義務違反は特殊の権利侵害行為と言える。
- 31 職務侵權行為が生じる法的関係は、平等主体の間での侵權関係であり民法上の侵權行為と見なされる。例えば、国家と被害者との間での民事侵權法律関係等。よって、職務侵權賠償責任も特殊の権利侵害責任であると考えられる。黃芬『職務侵權賠償責任研究』（侵權法と『國家賠償法』との関係より）2009年 法律出版社（中国） 第94頁。
- 32 王利明・楊立新『侵權行為法』1996年 法律出版社（中国） 第1頁。
- 33 唐先鋒ほか『特殊領域或いは侵權行為特定テーマ研究』2008年 法律出版社（中国） 第177頁。
- 34 汪湧・史學清『インターネット侵權判例研究』2009年 中国民主法制出版社 第1頁。
- 35 唐先鋒ほか『特殊領域或いは侵權行為特定テーマ研究』2008年 法律出版社（中国） 第180-183頁。
- 36 劉信平『侵權法因果関係理論的研究』2008年 法律出版社（中国） 第118頁。
- 37 [ドイツ]Gert Bruggemeier・[中国]朱岩『中国侵權責任法学者の提案稿及び立法理由』2009年 北京大学出版社 第23-24頁。
- 38 [ドイツ]Gert Bruggemeier・[中国]朱岩『中国侵權責任法学者の提案稿及び立法理由』2009年 北京大学出版社 第24頁、劉信平『侵權法因果関係理論的研究』2008年 法律出版社（中国） 第118-119頁。
- 39 [ドイツ]Gert Bruggemeier・[中国]朱岩『中国侵權責任法学者の提案稿及び立法理由』2009年 北京大学出版社 第25頁。
- 40 劉信平『侵權法因果関係理論的研究』2008年 法律出版社（中国） 第119頁。
- 41 主たる参考内容：[ドイツ]Gert Bruggemeier・[中国]朱岩『中国侵權責任法学者の提案稿及び立法理由』2009年

- 北京大学出版社 第30-31頁、劉信平『侵
權法因果関係理論的研究』2008年 法律
出版社（中国） 第119-120頁。
- 42 [ドイツ]Gert Bruggemeier・[中国]朱岩『中
国侵权責任法学者の提案稿及び立法理由』
2009年 北京大学出版社 第31-32頁。
- 43 2009年12月26日、全国人民代表大会常務
委員会事務所が行った記者会見では、民法
草案の起草人としての王勝明教授がこのよ
うな発言をした。
- 44 王利明『民商法研究』（第8輯）2009年
法律出版社（中国） 第567頁。
- 45 同上。
- 46 消費権益の保護を例にすると、中国消費
協会2003年の調査データから農村の消費
権益保護状況が楽観できないと分かった。
50%以上の農村被調査対象が消費権益保護
の内容を余り又は全然知らない。戎素雲『消
費者権益保護運動の制度分析』2008年
中国社会科学院出版社 第134頁。
- 47 張延燦（主編）『調停関連体系の理論と実践』
2008年 厦門大学出版社 第1頁。
- 48 曾慶敏（主編）『精編法学辞典』2000年
上海辞書出版社 第488頁。